

第 1 1 9 期

計 算 書 類  
計算書類の附属明細書

2021 年 4 月 1 日 から  
2022 年 3 月 31 日 まで

株式会社三井E&Sホールディングス

# 計算書類

## ▶ 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕	321,220	〔負債の部〕	295,337
<b>流動資産</b>	<b>121,076</b>	<b>流動負債</b>	<b>131,349</b>
現金及び預金	31,854	支払手形	101
受取手形	312	買掛金	219
売掛金	751	短期借入金	93,605
仕掛品	0	1年内返済予定の長期借入金	7,674
原材料及び貯蔵品	5	1年内償還予定の社債	15,000
前渡金	226	リース債務	90
前払費用	5	未払金	1,883
短期貸付金	82,960	未払費用	707
その他	5,647	未払法人税等	2
貸倒引当金	△687	契約負債	0
<b>固定資産</b>	<b>200,144</b>	前受金	0
<b>有形固定資産</b>	<b>81,077</b>	預り金	12,052
建物	9,687	賞与引当金	12
構築物	3,636	<b>固定負債</b>	<b>163,987</b>
ドック船台	210	社債	5,000
機械及び装置	1,569	長期借入金	18,104
船舶	0	リース債務	423
車両運搬具	0	関係会社事業損失引当金	123,880
工具器具備品	284	特別環境保全費用引当金	780
土地	65,147	事業構造改革引当金	1,357
リース資産	465	繰延税金負債	118
建設仮勘定	75	再評価に係る繰延税金負債	12,241
<b>無形固定資産</b>	<b>302</b>	資産除去債務	1,727
特許権	5	その他	353
ソフトウエア	238	<b>〔純資産の部〕</b>	<b>25,883</b>
その他	57	<b>株主資本</b>	<b>△2,140</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>118,764</b>	資本金	44,384
投資有価証券	2,398	資本剰余金	18,154
関係会社株式	107,643	資本準備金	18,154
出資金	0	<b>利益剰余金</b>	<b>△60,015</b>
関係会社出資金	6,705	その他利益剰余金	△60,015
破産更生債権等	51	固定資産圧縮積立金	401
長期前払費用	3	繰越利益剰余金	△60,417
前払年金費用	279	<b>自己株式</b>	<b>△4,663</b>
その他	1,745	<b>評価・換算差額等</b>	<b>27,900</b>
貸倒引当金	△62	その他有価証券評価差額金	297
<b>資産合計</b>	<b>321,220</b>	土地再評価差額金	27,603
		<b>新株予約権</b>	<b>123</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>321,220</b>

## ▶ 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>営業収益</b>	
グループ運営収入	7,388
関係会社受取配当金	6,213
その他の営業収益	1,684
	<b>15,285</b>
<b>営業費用</b>	<b>9,540</b>
<b>営業利益</b>	<b>5,744</b>
<b>営業外収益</b>	
受取利息	2,015
受取配当金	41
その他	188
	<b>2,245</b>
<b>営業外費用</b>	
支払利息	1,875
社債利息	204
支払手数料	3,618
貸倒引当金繰入額	300
その他	450
	<b>6,450</b>
<b>経常利益</b>	<b>1,540</b>
<b>特別利益</b>	
固定資産処分益	2
投資有価証券売却益	35
関係会社株式売却益	1,121
	<b>1,159</b>
<b>特別損失</b>	
固定資産処分損	107
減損損失	27
投資有価証券売却損	136
投資有価証券評価損	2
関係会社株式売却損	4,177
関係会社株式評価損	5,321
関係会社事業損失引当金繰入額	1,071
事業譲渡に係る移転損失	638
	<b>11,483</b>
<b>税引前当期純損失</b>	<b>8,783</b>
法人税、住民税及び事業税	△1,436
法人税等調整額	△24
<b>当期純損失</b>	<b>7,323</b>

■計算書類

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計				
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産	繰 越 利 益 剩 余 金					
当 期 首 残 高	44,384	18,154		422	△53,114	△52,692	△4,696	5,150		
当 期 変 動 額										
当 期 純 損 失					△7,323	△7,323		△7,323		
固定資産圧縮積立金の取崩			△20	20	—	—	—	—		
自 己 株 式 の 取 得							△2	△2		
自 己 株 式 の 処 分					△6	△6	34	27		
土地再評価差額金の取崩					5	5		5		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△20	△7,302	△7,323	32	△7,291			
当 期 末 残 高	44,384	18,154	401	△60,417	△60,015	△4,663	△2,140			

	評 價 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 產 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	土 地 再 評 價 差 額 金	評 價 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	216	27,609	27,825	151	33,128
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失					△7,323
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自 己 株 式 の 取 得					△2
自 己 株 式 の 処 分					27
土地再評価差額金の取崩					5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	80	△5	74	△27	46
当 期 変 動 額 合 計	80	△5	74	△27	△7,244
当 期 末 残 高	297	27,603	27,900	123	25,883

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

i 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法で評価しております。
ii その他有価証券 市場価格のない株式等以外のも の	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)で評価しております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法で評価しております。
② デリバティブ	時価法によっております。
③ 棚卸資産 原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法）で評価しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについて  
は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却してお  
ります。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額につ  
いては、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保  
証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ  
り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討  
し、回収不能見積額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基  
づき計上しております。

##### ③ 受注工事損失引当金

受注工事等の損失に備えるため、未引渡工事等のうち当事業年度末に  
損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる  
ものについて、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。  
なお、当事業年度末においては該当無いため計上しておりません。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務  
及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生時に一括処理してお  
ります。

なお、当事業年度末では、退職給付債務から未認識数理計算上の差異  
を控除した金額を年金資産が超過する状態のため、当該超過額を前払  
年金費用に計上しております。このため退職給付引当金の残高はあり  
ません。

- |               |   |
|---------------|---|
| ⑤ 関係会社事業損失引当金 | 関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態並びに将来の回復見込み等を個別に勘案し、必要額を見積計上しております。                          |
| ⑥ 特別環境保全費用引当金 | 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられておりますPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。 |
| ⑦ 事業構造改革引当金   | 事業構造改革に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。   |

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するについて）収益を認識する

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### ① 経営指導及び業務委託契約

主として子会社などに実施している経営指導及び業務受託等について、役務の給付がなされた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として3ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

##### ② その他

子会社などからの受取配当金については配当金の効力発生日をもって認識しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金及び社債に係る利息
金利通貨スワップ	外貨建借入金及び利息

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「財務取引に関するリスク管理規程」及び「ヘッジ取引要領」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、ヘッジの有効性評価を実施しております。

なお、特例処理によっている金利スワップ、一体処理によっている金利通貨スワップ及び振当処理によっている為替予約については、ヘッジの有効性評価を省略しております。

⑤ リスク管理方針

金融資産・負債の固定／流動ギャップから生じる金利リスク及び外貨建ての金銭債権債務等から生じる為替リスクについては、ヘッジ取引によりリスクの低減を行い、そのリスク量を適正な水準に調整しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。当該収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」及び「前受金」に含めて表示することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、期末決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当事業年度より、期末決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

#### (損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### 関係会社事業損失引当金の見積り

当社では、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3)引当金の計上基準 ⑤関係会社事業損失引当金」に記載のとおり、関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態並びに将来の回復見込み等を個別に勘案し、必要額を見積計上しております。

当事業年度末に計上している関係会社事業損失引当金の総額123,880百万円は、すべて主要な関係会社である株式会社三井E&Sエンジニアリングに対するものであります。

株式会社三井E&Sエンジニアリングは、インドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事における大幅な損失計上により、124,503百万円の債務超過の状況にあります。当社では関係会社の債務超過額から関係会社に対して有する債権に係る貸倒引当金及び債務保証損失引当金を控除して、関係会社事業損失引当金を見積計上しております。見積りの基礎となる株式会社三井E&Sエンジニアリングの財政状態にはインドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事における工事原価総額の見積りが重要な影響を及ぼします。

当該工事における工事原価総額の見積りは、工事契約の完工に必要となるすべての作業内容を特定し、その見積原価を実行予算に含めて算出しております。工事の進捗状況から現状の工事原価総額を上限に完工できるものと予測しておりますが、工事の進捗等に伴い発生原価に変更が生じる場合には、工事原価総額が多額であることから、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 5. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

88,496百万円

#### (2) 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入及び契約履行等に対し、債務保証を行っております。

㈱三井E&Sエンジニアリング	23,143百万円
Burmaister & Wain Scandinavian Contractor A/S	11,326百万円
㈱三井E&Sマシナリー	8,022百万円
三井E&S造船㈱	530百万円
TGE Marine Gas Engineering GmbH	321百万円
その他	150百万円
計	43,494百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	86,504百万円
関係会社に対する短期金銭債務	13,641百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号） 第2条第3号に定める固定資産税評価額等により算出。
--------	---

再評価を行った年月日	2000年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る額	30,861百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高及び営業取引以外の取引高

関係会社に対する売上高	13,608百万円
関係会社からの仕入高	3,464百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	29,614百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度增加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,250	5	16	2,238

#### (注) 変動事由の概要

増加数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加 5千株

減少数の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴う減少 16千株

## 8. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

#### 繰延税金資産

関係会社事業損失引当金	37,907
繰越欠損金	10,831
関係会社株式（会社分割に伴う承継会社株式）	4,152
減損損失	4,730
関係会社株式評価損	3,099
資産除去債務に係る減価償却費・利息費用	633
退職給付信託	287
退職給付引当金	187
その他	1,762
繰延税金資産小計	63,592
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△10,831
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△52,126
評価性引当額小計	△62,958
繰延税金資産合計	634

#### 繰延税金負債

前払年金費用	△272
固定資産圧縮積立金	△177
その他有価証券評価差額金	△131
その他	△172
繰延税金負債合計	△752
繰延税金負債純額	△118

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社の称	住所	資本金 又 出 資 (百万円)	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱三井E&Sエンジニアリング	東京都中央区	100	エンジニアリング事業	直接 100.0	2名兼任	管理業務の受託 債務保証	資金の貸付 (注) (2) 利息の受取 (注) (2) 債務保証 (注) (3)	16,335 1,668 23,143	短期貸付金 —	75,335 —
子会社	三井E&S造船㈱	東京都中央区	100	設計エンジニアリング事業等	直接 51.0	1名兼任	管理業務の受託	現物配当の受取 (注) (4) 増資の引受 (注) (5)	25,767 11,000	固定資産有価証券 —	1,088 24,679
子会社	㈱三井E&Sマシナリー	東京都中央区	2,020	舶用機関、産業機械等の設計、製造等	直接 100.0	2名兼任	管理業務の受託 債務保証	業務受託料 (注) (1) 及び配当金の受取 資金の貸付 (注) (2) 債務保証 (注) (3)	8,329 1,386 8,022	売掛金 短期貸付金 —	390 3,710 —
子会社	MESシッピング㈱	東京都中央区	470	船舶の所有・リース等	直接 100.0	なし	資金の貸付	債権放棄 (注) (6)	1,808	—	—
子会社	三井E&Sシステム技研㈱	千葉県千葉市	720	コンピュータソフトの開発・設計等	直接 100.0	1名兼任	製品の仕入等	業務委託料 (注) (1)	966	未払費用	66
子会社	㈱三井E&Sビジネスサービス	東京都中央区	100	シェアードサービス業	直接 100.0	1名兼任	管理業務の委託	業務委託料 (注) (1)	1,126	未払費用	104
子会社	Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	デンマーク	170 百万DKK	陸上用ディーゼル発電プラントの建設等	間接 100.0	1名兼任	債務保証	債務保証 (注) (3)	11,326	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 主にグループ内のコーポレート業務を委託または受託しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
- (3) 債務保証は、契約履行保証等に対して行っております。
- (4) 現物配当の受取は、有価証券や固定資産を取得したものであります。
- (5) 増資の引受は、三井E&S造船㈱が行った増資を引き受けたものであります。
- (6) 債権放棄は、MESシッピング㈱の清算に伴い貸付金の放棄を行ったものであります。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	318円57銭
(2) 1株当たり当期純損失	90円57銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

### (連結子会社の株式譲渡)

当社は、連結子会社である株式会社MESファシリティーズに、自動車教習所運営事業に関する権利義務を吸收分割の方法により承継させた上で、同社の全株式を日本ハウズイング株式会社に譲渡しました。

詳細につきましては、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記（連結子会社の株式譲渡）」をご参照ください。

## 13. その他の注記

### (1) 企業結合等に関する注記

「連結注記表 その他の注記 企業結合等に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

### (2) 追加情報

#### (新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、受注機会の減少や工事の遅れ等、当社グループの事業活動に一定の影響を及ぼしております。同感染症の収束時期を予測することは困難な状況にありますが、会計上の見積りを行うにあたっては、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、今後も一定の影響は継続するものの徐々に回復していくとの仮定を置いて、当事業年度末における見積りを行っております。同感染症の影響が想定を超えて悪化・長期化する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(第三者割当による優先株式及び新株予約権の発行、ファシリティ契約の締結、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2022年3月31日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式及び新株予約権の発行、ファシリティ契約の締結、定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少について決議いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表 その他の注記 2. 追加情報（第三者割当による優先株式及び新株予約権の発行、ファシリティ契約の締結、定款の一部変更ならびに資本金及び資本準備金の額の減少）」をご参照ください。

## 第119期 計算書類の附属明細書

株式会社三井E&Sホールディングス

### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首	当期	当期	当期	期末	(単位 百万円)
		帳簿価額	増加額	減少額	償却額	帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	9,823	598	55 ( 24)	678	9,687	47,578
	構築物	3,504	241	0	109	3,636	15,538
	ドック船台	-	214	-	4	210	8,939
	機械及び装置	1,304	486	0	220	1,569	13,543
	船舶	0	-	-	-	0	1
	車両運搬具	0	0	0	0	0	17
	工具器具備品	268	112	9 ( 3)	86	284	2,270
	土地	65,156	-	8 ( 0)	-	65,147	-
	リース資産	647	21	102	101	465	607
	建設仮勘定	104	543	573	-	75	-
無形固定資産	計	80,809	2,218	750 ( 27)	1,200	81,077	88,496
	特許権	6	-	-	1	5	-
	ソフトウェア	401	19	-	182	238	-
	その他の	58	-	-	0	57	-
	計	466	19	-	184	302	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

## 2. 引当金の明細

(単位 百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	449	750	449	750
賞与引当金	71	12	71	12
受注工事損失引当金	31	-	31	-
関係会社事業損失引当金	124,618	123,748	124,485	123,880
特別環境保全費用引当金	829	-	49	780
事業構造改革引当金	-	1,357	-	1,357

## 3. 営業費用の明細

(単位 百万円)

科目	金額	摘要
役員報酬及び給料諸手当	636	
減価償却費	1,371	
賃借料	2,201	
旅費交通費	20	
交際費	6	
保険料	82	
租税公課	860	
事業税	106	
修繕費	310	
電算機使用料	652	
貸倒損失	0	
請負費	1,908	
その他の	1,383	
当期損益計算書計上額	9,540	

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社三井E&Sホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士  
業務 執 行 社 員

山田 真

指定有限責任社員 公認会計士  
業務 執 行 社 員

大谷 文隆

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&Sホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計

算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要

因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社三井E&Sホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士  
業務 執行 社員

山田 真

指定有限責任社員 公認会計士  
業務 執行 社員

大谷 文隆

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、子会社の本社及び主要な事業拠点等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるなどを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことと併せて、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸

借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社三井E&Sホールディングス 監査役会

常勤監査役 塩見 裕一



常勤監査役 田口 昭一



監査役 田中 浩一



監査役 上野 誠一



(注) 監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 第5期

### 事業報告 事業報告の附属明細書

[ 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで ]

株式会社三井E&Sマシナリー

# 事業報告

[ 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで ]

株式会社三井E&Sマシナリー

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

舶用ディーゼル機関については、新型コロナウイルスの影響、予想を超えた鋼板を含む資機材価格高騰により、厳しい事業環境が続きました。

期初計画は123基／277万馬力の引渡しを予定していましたが、120基／274万馬力に留まる結果となりました。来期は137基／288万馬力を予想しており、回復の兆しがあります。

受注環境においては、海運業界におけるゼロ・エミッション化への流れが進んだこともあり、LNG焚き機関は自動車運搬船だけでなく、ケープサイズバルカーにも採用され、当社製機関の採用に向け営業活動を行っています。また、コンテナ船向けでは、メガコンテナだけでなく、フィーダーコンテナにもメタノール焚き機関の引き合いが到来しており、運転設備などを含めた検討を行っています。さらに、アンモニア燃料船における燃料タンク、供給設備、主機関といった開発にもNEDOの次世代船舶の開発プロジェクトを通して積極的な取り組みを行っていきます。

運搬機については、新型コロナウイルスの影響による前期の受注高不足で工事量低下が見込まれましたが、海外の大型案件（ベトナム、マレーシア、アメリカ）の受注が第2四半期以降に続いたことにより、厳しいながらも状況は好転しました。また、国内市場においても、新設、増設に加え、既設の老朽化更新、遠隔自動化の更新など、新型コロナウイルスの影響は少なく、販売を開始したコンテナヤードクレーンの脱炭素化を目指したニアゼロエミッショントランステーナーの需要も堅調となっています。

受注台数は、国内では、産業用クレーン5基、ポーテーナ6基、トランステーナ12基、海外では、ポーテーナ18基、トランステーナ59基となっており、国内は遠隔自動化トランステーナの受注を含めて計画通りでしたが、海外は前期比大幅増加となりました。

産業機械については、原油価格は上昇に転じましたが、脱炭素化推進の流れから石油精製向けの投資は全般的に抑えられております。また、粗鋼生産量は各国での経済活動活性化に伴い回復傾向ですが、国内の稼働設備の総数は減少傾向にあることから、往復動圧縮機、軸流圧縮機、炉頂圧回収タービン共に受注環境としては非常に厳しいものとなりました。ただし、世界的に環境対応案件やガス処理案件の検討は継続しており、引合い数も例年と変わらないことから、経済活動の抑制が緩和されれば案件実施に向けて回復していくものと予想されます。

プロセス機器については、新型コロナウイルスの影響による遅れがありましたが、老朽化による国内の中小規模の更新案件が実施されたため堅調な受注となりました。また、海外大型案件は新型コロナウイルスの影響による計画中断・延期がある中、インド、トルコでPTA（高純度テレフタル酸）の計画が浮上、乾燥機受注に繋がりました。

今後、産業界の急速な脱炭素化の流れに対応し、水素サプライチェーン向けを含む水素関連市場への取組みを強化、成長に繋げていきます。

ソリューション事業については、老朽化したトンネル・道路・橋梁など社会インフラの劣化・損傷度の調査・診断作業の効率化を課題とするレーダ事業、マニピュレータと遠隔操作技術を核とするロボティクス事業に加え、大型造波装置などの水理実験施設や大型可動構造物、素粒子物理学実験設備などを対象とする設備機械事業にも注力し、事業拡大を図ります。

特にレーダ事業においては、2020年度に道路トンネル・橋梁の定期点検要領が改訂され、人手による「直接目視と打音検査」の代替・支援技術として、次世代点検技術（機械化）の使用が可能となりました。これを受けて、弊社のトンネル探査車は機械化導入の対象機種に選定され、当期には各社より引合いを受け受注につながりました。今後、本格導入により需要の拡大が期待できるものと考えています。

アフターサービスを中心としたLSS事業（製品ライフサイクル対応型事業及び顧客問題解決型事業）については、コロナ禍にもかかわらず舶用部品のマーケットは堅調に推移したことから、主力のディーゼル部品の受注が堅調でした。

一方、回転機・レシプロ部門においては、前出の産業機械と同様、新型コロナウイルスの影響に加え、石油精製向けの投資抑制と鉄鋼大手の一部高炉が停止されるなど、稼働設備の総数は減少傾向であり、非常に厳しい受注環境となりました。当面は厳しい状況が続くものと考えています。

クレーン事業では、前期に引き続き海外案件を中心として新型コロナウイルスの影響により受注が低迷していますが、国内における港湾クレーンでは、既設クレーンの安定操業に向けた延命化工事（電気品更新工事等）案件の受注が堅調に推移しています。また、中古クレーン事業（売買、リース）についても計画・協議中であり、今後、海外子会社とも共同して対応を図ります。

ガスタービンについては、稼働台数が減少傾向にある中、国内石油会社向けSB機（当社オリジナルのガスタービン）やSOLAR機の部品供給や点検整備事業が堅調に推移しています。また、設備の減少については、引き続きバリエーション化提案の強化や他社との協業、さらには老朽化設備のリプレース案件への取り組みにより、事業維持を図ります。

なお、来期より回転機・レシプロ部門およびガスタービンについては、テクノサービス事業部から産業機械事業部へ移管し、製造からアフターサービスまでの一貫した体制となり、より顧客と良好な関係の構築を図ることとしています。

受注高は、各事業において新型コロナウイルス感染症拡大に伴う投資抑制が解消されつつあることを受け、前期と比べて156億29百万円増加（+14.8%）の1,211億66百万円となりました。売上高は、主に舶用ディーゼル機関の前期の受注高減少に伴う出荷台数減少などにより、前期と比べて100億57百万円減少（△7.3%）の1,277億35百万円となり、営業利益は、売上高の減少などにより前期と比べて14億34百万円減少（△17.4%）の67億99百万円となりました。

#### 【部門別受注売上状況】

(単位：百万円)

事業区分	受注高	売上高	受注残高
企画管理	57	57	-
ディーゼル	42,305	57,887	12,445
産業機械	4,135	3,010	4,336
運搬機システム	42,109	34,553	47,858
ソリューション	2,218	2,227	854
テクノサービス	30,339	29,999	13,334
計	121,166	127,735	78,828

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は30億23百万円であり、その主なものは大型EGR冷却水増強設備等であります。

#### (3) 資金調達の状況

当事業年度においては、親会社である株式会社三井E&Sホールディングスより短期借入金28億86百万円の調達を行い、運転資金等に充当しております。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第2期	第3期	第4期	第5期
	2018年度 (2018.4~2019.3)	2019年度 (2019.4~2020.3)	2020年度 (2020.4~2021.3)	2021年度 (2021.4~2022.3)
受注高(百万円)	126,392	153,348	105,537	121,166
売上高(百万円)	139,350	148,867	137,792	127,735
経常利益(百万円)	8,829	11,968	8,602	7,278
当期純利益(百万円)	8,630	8,225	7,041	4,998
1株当たり当期純利益(円)	170,567.57	162,567.72	139,167.27	98,789.71
総資産(百万円)	115,081	123,948	110,416	117,340
1株当たり純資産(円)	866,204.34	898,072.96	866,153.37	866,493.72

#### (5) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの影響によるマイナス要因は続いているものの、国や地域によっては変異株の収束と新たな変異株の発生の合間に経済回復の動きが見られ、当社の製品も2021年度後半は受注が回復してきました。

しかしながら、経済環境が安定してきたとは言えない状況の中で、ロシアによるウクライナ侵攻と、これに対する西側諸国による経済制裁が発動されたことから、調達品の価格高騰と入手難が懸念され、今後の情勢がますます不透明となっています。

一方で、脱炭素社会に向けた動きや、働き方改革の推進、デジタル化技術の発展など社会環境と経済環境の変化が一層加速し、顧客からの要望も増えています。

こうした状況も踏まえ、2022年4月から一部の組織変更を行い、新組織の体制下で以下の課題に取り組んでまいります。

##### (事業部門)

###### ①ディーゼル事業部

- ・受注代金の回復
- ・コスト低減とリードタイム短縮、安定供給確保
- ・NOx規制、SOx規制、CO2削減に対応する各種機器の生産性向上
- ・重油焚きエンジンからガス焚きエンジンへの需要シフトに対する生産体制構築
- ・ライセンサとの協働によるアンモニア焚きエンジンの開発

###### ②産業機械事業部

- ・競合他社に対する競争力の強化と受注の回復
- ・アフターサービスとの連携
- ・コスト低減とリードタイム短縮
- ・石油精製、石油化学、製鉄から新規マーケットへの転換
- ・水素サプライチェーン向けを含む水素関連市場への取組み強化
- ・グループ会社との協働による水素圧縮機の開発

###### ③運搬機システム事業部

- ・コスト低減とリードタイム短縮
- ・NZE (Near Zero Emission) トランステーナの販売促進
- ・水素燃料電池電源装置搭載トランステーナの開発
- ・遠隔、自動運転化対応トランステーナの良品納入及び販売促進
- ・新規製品、サービスの具現化、案件形成

###### ④テクノサービス事業部

- ・遠隔による状態監視及び自動化システムによる予防保全サービスの提供
- ・業務効率化ツールを活用した業務効率の改善
- ・提案営業の強化と潜在ニーズの発掘、ならびに要員確保と人材育成
- ・顧客に向けたタイムリーな部品供給体制の確立
- ・国内、海外拠点、パートナー企業との連携強化と技術力の向上

##### ⑤ソリューション事業推進部

- 路面やトンネルの欠陥調査におけるAI解析とクラウド活用による迅速なサービス提供、ならびに受注機会の拡大
- 協業先との実績、経験、ノウハウの共有による競争力強化
- 廃炉事業に関する提案力、競争力の強化と国家プロジェクトへの参画
- 水理実験設備、研究設備に向けた提案活動による案件創出

(企画・研究開発・DX部門)

- 脱炭素社会、水素社会に向けた研究開発とビジネス化
- 業務改革のためのデジタル技術導入
- 新規ビジネスの開拓

(管理部門)

- 働き方改革やリモート勤務、人材育成、評価方法の見直し等の人事制度刷新
- 従業員エンゲージメントの向上
- 経営状況評価指標の見直し
- 資金収支の管理強化
- デジタル技術を活用した業務改革
- 老朽化した社内基幹システム、業務ツールの更新

(製造部門)

- 事業動向に応じた設備導入と既存設備の更新
- 低操業と高操業、いずれにも対応できる生産体制構築と生産性の向上
- 労働災害、メンタル疾患発生の撲滅

(調達部門)

- 安定供給確保と入荷遅延防止
- 調達パートナーと一体となったコストの合理化活動
- DXを活用した業務効率向上

#### (6) 親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社三井E&Sホールディングスであり、当社の株式を50,600株（出資比率100%）所有しております。また、当社の役員8名（取締役5名、監査役3名）のうち、取締役1名及び監査役2名は同社の役職員が兼務しております。

##### ② 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性は問題ないものと考えております。

##### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
三井ミーハナイト・メタル株式会社	492 百万円	100%	鉄・鋼の製造、輸入及び販売
株式会社三井E&Sパワーシステムズ	470 百万円	100%	ディーゼルエンジンの輸入販売、発電機装置、ポンプ装置、冷却装置、空気調和装置、機能膜、誘導加熱装置その他各種産業用機械装置等の設計、製作、据付、保守並びに修理

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事 業 区 分	主 要 営 業 品 目
ディーゼル事業	舶用ディーゼル機関の製造、販売、設計等
産業機械事業	各種産業機械の製造、販売、設計等
運搬機システム事業	コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステムの製造、販売、設計等
ソリューション事業	遠隔操作マニュピレータ、地中埋設物・構築物探査レーダ、研究実験設備、特殊構造物等の建設、据付、補修等
テクノサービス事業	ディーゼル部品、運搬機部品、ガスタービン部品、産業機械部品の販売、修理・メンテナンス等及び上記製品の販売、修理工事の請負等

(8) 主要拠点等（2022年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区築地5丁目6番4号
工場	岡山県玉野市、大分県大分市

② 子会社

三井ミーハナイト・メタル株式会社	本社：愛知県岡崎市
株式会社三井E&Sパワーシステムズ	本社：東京都千代田区

(9) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,060名	36名増加	37.5歳	13.9年

(注)1. 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

2. 従業員数には、2022年3月31日付退職者は含みません。

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三井E&Sホールディングス	3,710百万円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 50,600 株  |
| (3) 資本金の額    | 2,020 百万円 |
| (4) 株主数      | 1 名       |
| (5) 株主       |           |

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社三井E&Sホールディングス	50,600株	100%

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中 一郎	CEO、CTO
執行役員	赤枝 昭彦	運搬機システム事業部長
取締役	堤 広行	CCO、企画管理部長、内部統制監査、環境安全管理、輸出管理及び調達管理担当
執行役員	松岡 克憲	戦略企画部長、営業統括、DX推進及び水素ビジネス推進担当
取締役	渡邊 耕一	株式会社三井E&Sホールディングス財務経理部長
執行役員	松岡 亨	—
非常勤取締役	塩見 裕一	株式会社三井E&Sホールディングス常勤監査役
監査役	田口 昭一	株式会社三井E&Sホールディングス常勤監査役
非常勤監査役		
非常勤監査役		

- (注) 1. CEO : 最高経営責任者 (Chief Executive Officer)  
2. CCO : コンプライアンスに関する統括責任者 (Chief Compliance Officer)  
3. CTO : 技術統括責任者 (Chief Technology Officer)  
4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
樋口 浩毅	2021年6月25日	辞 任	非常勤監査役

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人 数	報酬等の額
取締役	4人	56百万円
監査役	1人	12百万円
合計	5人	68百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第1回定時株主総会において年額200百万円以内と決議されています  
3. 監査役の報酬限度額は、2018年6月21日開催の第1回定時株主総会において年額15百万円以内と決議されています  
4. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名で、このうち無報酬の取締役1名、監査役2名が在任しています。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任あづさ監査法人

### (2) 報酬等の額

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 26百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26百万円 |

### (3) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### 6-1. 決議の内容の概要

株式会社三井E & Sマシナリー（以下、当社）の取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は下記のとおりです。

なお、当社グループにおける内部統制システムのさらなる充実を図るため毎年基本方針の見直しを行います。

#### （1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、当社並びにその親会社である株式会社三井E & Sホールディングス（以下、MESH D）及び当社子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制を確立する。
- ② 取締役会の重要な意思決定・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入する。
- ③ 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- ④ リスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査役の監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

#### （2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- ② 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

#### （3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- ② 安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、速やかにMESH Dへ報告し、同社の「特別危機管理委員会」の決定事項に従い、損失の拡大を最小限に止める。
- ③ 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、「リスク管理検討会議」を設置し、自主リスクチェックを行う。
- ④ 業務執行部門のリスク管理状況については、内部統制監査室が行う独立性及び客観性を持つ内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

#### （4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会並びに必要に応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- ② 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- ③ 取締役会で選任された執行役員へ業務執行に関する権限を委譲することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ④ 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために全社及び各部門の目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役あるいは執行役員が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

## (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制については、MESHが定めた「グループコンプライアンス運営規程」に基づき、当社の内部統制を所管する取締役又は執行役員の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサー（以下、CCO）を委員長とし、各部門のコンプライアンスオフィサーによって構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、監視、啓発活動を推進する。
- ② 独占禁止法の遵守については、特に監視活動を強化するため「コンプライアンス委員会」の下部機能としてCCOを委員長とする「独占禁止法遵守監視委員会」を設置し、監視を徹底する。
- ③ MESHが定めた企業行動規準の遵守については、当社及び当社子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、MESHのコンプライアンス事務局長及びMESHの社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルpline」（内部通報制度）と、当社CCOが相談や通報を直接受ける当社「ヘルpline」を利用し、公益通報者保護法に準拠したMESHが定めた「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
- ⑤ コンプライアンス体制については、当社の内部統制監査室の内部監査により実施状況をモニタリングし、不備があれば是正する。
- ⑥ 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、MESHが定めた「会社情報の適時開示に関する規程」に基づき適時・適正な開示を行う。

## (6) 当社並びにMESH及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① MESHが定めた「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」に基づき各社において必要な体制を整える。
- ② 経営管理については、当社子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、当社が定めた「グループ経営管理規程」に基づく決裁制度及び報告制度を通じて管理、監督を行う。
- ③ 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、MESHの監査法務部の内部監査による独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- ④ コンプライアンスについては、MESHが定めた「グループコンプライアンス運営規程」を当社子会社の役職員にも適用し、各当社子会社においては社長がコンプライアンスオフィサーとして当社の「コンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
- ⑤ 当社子会社の役職員もMESHの設置した「ヘルpline」と当社の設置した「ヘルpline」の双方の利用対象に含める。
- ⑥ 当社子会社において優先すべき重要なリスクの選定及び適正な対応がなされているか、当社が定めた子会社のリスク管理に関する規程「子会社リスク管理運営要領」に基づき当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。

## (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて監査役の職務を補助する使用人（以下、補助使用人）を置く。

## (8) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。
- ② 補助使用人の人事に関しては、監査役の承諾を必要とする。

## (9) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制
- イ. 経営会議体規程に基づき監査役は経営会議等に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。
- ロ. 役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- ハ. 役職員が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役と取締役が協議のうえ定め、適時・適切に監査役に報告する。
- ニ. 監査役は必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。
- ② 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- イ. 当社子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに当社の監査役に報告する。
- ロ. 当社子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を当社監査役と当社取締役が協議のうえ定め、適時・適切に当社の監査役に報告する。
- ハ. 当社の監査役は必要に応じて、当社子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

## (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

公益通報者保護法に準拠したM E S H Dが定めた「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、不利な取扱いを受けないことを確保する。

## (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が要求した場合は、監査役の職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

## (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- ② 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び当社子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

## 6-2. 体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2021年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

### (1) 内部統制システム推進体制

当社では社長の指示に従い全社的な「内部統制システム推進体制」を構築するために、社長より任命された内部統制監査室長を委員長とする「MES-Mトータルリスク・内部統制委員会」を設置している。

2021年度において同委員会を2回開催し、内部統制システム構築の基本方針、リスク管理体制について審議している。同委員会の審議結果に基づく提言や報告を、適宜経営会議体及び社長をはじめとする当社役員に行った。

### (2) リスク管理体制

① 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを期初に選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践している。

重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「MES-Mトータルリスク・内部統制委員会」が定期的にモニタリングを行った。

② 「全社リスク管理・決裁規準」に基づき各事業部に設置した「リスク管理検討会議」にて自主リスクチェックを行い、経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについてリスク管理を行った。

③ 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ内部統制監査室が社内規程に基づき各事業部の自主リスクチェックの状況を確認した。また、年間の監査計画に基づき内部監査を実施した。

### (3) コンプライアンス体制

① 「コンプライアンス委員会運営要領」に基づき2021年度において「コンプライアンス委員会」を4回開催し、当社及び当社子会社のコンプライアンス強化のため、当社グループ横断的な情報交換及び情報の周知を行った。独占禁止法の遵守については、2021年度に「独占禁止法遵守監視委員会」を4月・10月に開催し、継続的に監視を徹底している。

② 「企業行動規準」の遵守については、教育、啓蒙活動として、当社新入社員を対象としたコンプライアンス研修の実施、E-learning受講の推奨を行った。

③ 当社CCOが相談や通報を直接受ける当社「ヘルpline」の運用については、MESHDが定めた「不正通報、相談制度の運用に関する規定」に基づき、利用者の保護を図った上で対応している。

### (4) グループ管理体制

① 当社子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っている。

② 2021年度において「子会社リスク管理運営要領」に基づき、当社子会社において優先すべき重要なリスクの選定及びその重要なリスクについて適正な対応がなされているか当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図るよう努めている。

## 事業報告の附属明細書

該当事項はありません。

以上

第5期

計 算 書 類  
計算書類の附属明細書

[ 2021 年 4 月 1 日 から ]  
[ 2022 年 3 月 31 日 まで ]

株式会社三井E&Sマシナリー

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

株式会社三井E&Sマシナリー

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	117,340	負 債 の 部	73,495
流動資産	81,367	流動負債	68,109
現金及び預金	1,752	支 払 手 形	10,010
受取手形	214	買 期 掛 入 金	25,777
売掛金	26,033	短 期 借 入 金	3,710
契約資産	13,339	一 次 借 入 金	1,182
商品及び製品	5,149	未 払 費 用	2,946
仕掛品	28,453	未 払 法 人 税	1,982
原材料及び貯蔵品	2,066	未 払 約 負	736
前渡金	534	預 賞 与 引 当 金	7,747
未収入金	2,778	保 証 工 事 引 当 金	9,765
その他の金	1,045	受 注 工 事 損 失 引 当 金	2,080
貸倒引当金	△ 1	災 害 損 失 引 当 金	1,083
		そ の 他	829
固定資産	35,973		4
有形固定資産	18,734		253
建物	1,331	固 定 負 債	5,386
構築物	4,191	リ 一 ス 債 務	4,345
機械及び装置	5,425	退 職 給 付 引 当 金	1,040
車両運搬工具	14		
工具、器具及び備品	805		
リース資産	5,188		
建設仮勘定	1,777		
無形固定資産	1,252	純 資 産 の 部	43,844
のれん	34	株 主 資 本	43,777
特許権	14	資 本 金	2,020
ソフトウエア	1,107	資本剰余金	38,839
ソフトウエア仮勘定	96	資 本 準 備 金	510
		そ の 他 資 本 剰 余 金	38,329
投資その他の資産	15,986	利 益 剰 余 金	2,917
投資有価証券	937	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,917
関係会社株式	6,364	繰 越 利 益 剰 余 金	2,917
破産更生債権等	34		
繰延税金資産	8,194	評価・換算差額等	67
その他の金	502	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	67
貸倒引当金	△ 47		
資 产 合 计	117,340	負 債 及 び 純 資 产 合 计	117,340

**損益計算書**

[ 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで ]

株式会社三井E&Sマシナリー

科 目	金 額
売 上 高	百万円
売 上 原 価	127,735
売 上 総 利 益	111,975
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,759
営 業 利 益	8,959
	6,799
営 業 外 受 取 利 息	
受 取 利 息	30
受 取 配 当 金	467
為 替 差 益	95
そ の 他	121
	715
営 業 外 支 払 利 息	
支 払 利 息	214
そ の 他	22
	236
経 常 利 益	7,278
特 別 利 益	
固 定 資 産 処 分 益	14
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3
	18
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	159
そ の 他	109
	269
税 引 前 当 期 純 利 益	7,028
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,274
法 人 税 等 調 整 額	△ 245
当 期 純 利 益	2,029
	4,998

**株主資本等変動計算書**

[ 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで ]

株式会社三井E&Sマシナリー

資本金	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金合計					
当期首残高	百万円 2,020	百万円 510	百万円 38,329	百万円 38,839	百万円 2,598	百万円 43,458	百万円 369	百万円 369	百万円 43,827	
当期変動額										
剩余金の配当				△ 4,679	△ 4,679	△ 4,679			△ 4,679	
当期純利益				4,998	4,998	4,998			4,998	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							△ 302	△ 302	△ 302	
当期変動額合計	-	-	-	-	319	319	△ 302	△ 302	17	
当期末残高	2,020	510	38,329	38,839	2,917	43,777	67	67	43,844	

## 個別注記表

### 株式会社三井E&Sマシナリー

#### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 資産の評価基準及び評価方法

###### (1) 有価証券

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法で評価しております。

###### ② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法で評価しております。

###### (2) デリバティブ

時価法によっております。

###### (3) 棚卸資産

###### ① 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しております。

###### ② 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）で評価しております。

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

###### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。

###### (3) リース資産

###### ① 所有权移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

###### ② 所有权移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

##### 3. 引当金の計上基準

###### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

###### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

###### (3) 保証工事引当金

保証工事費の支出に備えるため、主として過去2年間の平均保証工事費発生率により当事業年度の完工工事高を基準として計上しております。

###### (4) 受注工事損失引当金

受注工事等の損失に備えるため、未引渡工事等のうち当事業年度末に損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

###### (5) 災害損失引当金

災害及び事故等によって被災・損傷した資産の復旧等の損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

###### (6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務債務は発生時に一括処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 製品の販売

当社は舶用主機の販売・アフターサービス等を行っており、顧客との契約に基づき自ら財又はサービスを引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において、収益を認識しております。また、アフターサービスに係る部品の販売は、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

##### (2) 役務の提供及び工事契約

当社はクレーンの建造契約をはじめ各種の長期工事契約、役務の提供等を締結しており、主として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度は主に、履行義務の充足のために発生した原価が、当該履行義務の充足のために予想される総原価に占める割合に基づき見積っております。

#### 5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。

#### 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジを採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金に係る利息
金利通貨スワップ	外貨建借入金及び利息

##### ③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「財務取引に関するリスク管理規程」及び「ヘッジ取引要領」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、ヘッジの有効性評価を実施しております。  
なお、特例処理によっている金利スワップ及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、ヘッジの有効性評価を省略しております。

##### ⑤ リスク管理方針

金融資産・負債の固定／流動ギャップから生じる金利リスク及び外貨建ての金銭債権債務等から生じる為替リスクについては、ヘッジ取引によりリスクの低減を行い、そのリスク量を適正な水準に調整しております。

##### (2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

#### 会計方針の変更に関する注記

##### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が一定期間にわたって顧客へ移転する場合には、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。進捗度は、履行義務の充足のために発生した原価が、当該履行義務の充足のために予想される総原価に占める割合に基づいて見積もっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当該収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

この変更による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行うことといたしました。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 履行義務の充足に係る進捗度に基づく収益認識

当社では、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通り、財又はサービスに対する支配が一定期間にわたって顧客へ移転する場合には、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法の適用にあたっては、当事業年度末において工事の進捗に応じて発生した工事原価の見積工事原価総額に対する割合により算出した進捗率により収益を認識しており、当事業年度の計算書類に計上した金額は23,816百万円です。

工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積ることが可能となった事業年度に認識をしております。工事原価総額の見積りにあたっては、前提条件や工事の進捗等に伴う発生原価の変更によって当初の見積りから変更となる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日）」に基づいて企業の分類を行い、将来の課税所得見込額やタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しており、当事業年度の計算書類に計上した金額は8,194百万円です。将来の課税所得見込額については、過去の業績や将来の業績予測、市況等を勘案して見積っております。

当該見積りについて、その時の業績や将来の経済環境の変化等により課税所得の見積りの見直しが生じた場合、繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

42,440 百万円

### 2. 関係会社に対する金銭債権

親会社に対する金銭債権

短期金銭債権 20 百万円

子会社に対する金銭債権

短期金銭債権 1,152 百万円

関連会社に対する金銭債権

短期金銭債権 5 百万円

### 3. 関係会社に対する金銭債務

親会社に対する金銭債務

短期金銭債務 5,890 百万円

子会社に対する金銭債務

短期金銭債務 607 百万円

関連会社に対する金銭債務

短期金銭債務 1,159 百万円

### 4. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入及び契約履行等に対し、債務保証を行っております。

PACECO Corp. 169 百万円

### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引高	
親会社との取引高	
仕入高	4,287 百万円
子会社との取引高	
売上高	3,092 百万円
仕入高	4,077 百万円
関連会社との取引高	
売上高	81 百万円
仕入高	3,345 百万円
2. 関係会社との営業取引以外の取引高	
親会社との取引高	127 百万円
子会社との取引高	416 百万円
関連会社との取引高	48 百万円
3. 期末棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下額	
売上原価	829 百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式 (株)	50,600	-	-	50,600

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

金銭による配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,597百万円	利益剰余金	51,330円	2021年3月31日	2021年6月28日
2022年3月25日 臨時株主総会	普通株式	2,082百万円	利益剰余金	41,150円	2021年12月31日	2022年3月31日

##### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

##### ①金銭による配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,916百万円	利益剰余金	57,639円	2022年3月31日	2022年6月27日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。資金調達については、三井E&Sホールディングスグループによる「CMS預貸制度」及び親会社からの借入により調達する方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外の顧客との取引により生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として当該ポジションについては先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) ヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、通貨別・月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引、並びに金利通貨スワップを利用しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額7,302百万円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
リース債務（短期を含む）	5,527	5,818	290
負債計	5,527	5,818	290
デリバティブ取引 *1 ① ヘッジ会計が適用されていないもの ② ヘッジ会計が適用されているもの	- (61)	- (61)	- (61)
デリバティブ取引計	(61)	(61)	-

\*1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	-	61	-	61
負債計	-	61	-	61

#### (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（短期を含む）	-	5,818	-	5,818
負債計	-	5,818	-	5,818

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

##### リース債務

リース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付信託	3,790 百万円
退職給付引当金	2,588 百万円
関係会社株式評価損	1,156 百万円
賞与引当金	636 百万円
保証工事引当金	331 百万円
棚卸資産評価損	253 百万円
受注工事損失引当金	253 百万円
その他	893 百万円
繰延税金資産小計	9,905 百万円
評価性引当額	△ 835 百万円
繰延税金資産合計	9,070 百万円

#### 繰延税金負債

退職給付信託設定益	△ 471 百万円
繰延ヘッジ利益	△ 241 百万円
その他	△ 163 百万円
繰延税金負債合計	△ 876 百万円
繰延税金資産の純額	8,194 百万円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

(借主)

### 1. 所有権移転ファイナンス・リース取引

#### (1) リース資産の内容

有形固定資産

主として機械及び装置などであります。

#### (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### 2. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (1) リース資産の内容

有形固定資産

主として機械及び装置、車両運搬具などであります。

#### (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### 3. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	192 百万円
1年超	7 百万円
合計	199 百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社 (上場)	(株)三井E&Sホールディングス	東京都中央区	44,384	純粹持株会社	(被所有)直接100.0%	2名兼任	連結納稅親会社、資金の借入、債務被保証等	連結納稅に伴う個別帰属額(注1)	239	未払金	1,721
								資金の借入(注2)	2,886	短期借入金	3,710
								支払利息(注3)	127	—	—
								債務被保証(注4)	8,022	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 連結納稅制度による連結法人税の支払予定額であります。

(注2) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(注3) 一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

(注4) 親会社である株式会社三井E&Sホールディングスより、契約履行等に対する保証を受けております。

## **収益認識に関する注記**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## **1 株当たり情報に関する注記**

1. 1 株当たり純資産額	866,493 円 72 銭
2. 1 株当たり当期純利益	98,789 円 71 銭

## **重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## **その他のお問い合わせ**

追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の拡大は、受注機会の減少や工事の遅れ等、当社の事業活動に一定の影響を及ぼしております。同感染症の収束時期を予測することは困難な状況にありますが、会計上の見積りを行うにあたっては、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、今後も一定の影響は継続するものの徐々に回復していくとの仮定を置いて、当事業年度末における見積りを行っております。同感染症の影響が想定を超えて悪化・長期化する場合には、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

附 屬 明 細 書

[ 2021 年 4 月 1 日 から  
2022 年 3 月 31 日 まで ]

株式会社三井E&Sマシナリー

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	百万円 1,111	百万円 293	百万円 0	百万円 72	百万円 1,331	百万円 149	百万円 1,481
	構築物	3,883	593	8	277	4,191	5,944	10,135
	機械及び装置	5,421	956	24	927	5,425	27,848	33,273
	車両運搬具	36	2	0	25	14	819	833
	工具、器具及び備品	877	264	0	335	805	4,307	5,112
	リース資産	4,176	2,005	125	868	5,188	3,371	8,559
	建設仮勘定	1,294	2,593	2,110	-	1,777	-	1,777
計		16,800	6,709	2,270	2,506	18,734	42,440	61,174
無形固定資産	のれん	16	24	-	6	34	-	-
	特許権	3	15	-	4	14	-	-
	ソフトウエア	1,103	420	1	415	1,107	-	-
	ソフトウェア仮勘定	127	429	459	-	96	-	-
	計	1,250	889	461	426	1,252	-	-

(注) 1. 「リース資産」の「当期増加額」は主に160tジブクレーン613百万円によるものであります。

2. 「建設仮勘定」の「当期増加額」は主に大型EGR冷却水増強設備607百万円によるものであります。

2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	百万円 51	百万円 49	百万円 51	百万円 49
賞与引当金	1,711	2,080	1,711	2,080
保証工事引当金	1,345	1,083	1,345	1,083
受注工事損失引当金	1,054	723	948	829
災害損失引当金	5	-	1	4
退職給付引当金	-	1,040	-	1,040

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
役員報酬及び給料諸手当	百万円	
退職償却費	3,199	
賃借料	38	
旅費	188	
交際費	200	
保険料	117	
試験料	59	
租税	227	
事務費	279	
修理費	63	
電算機料	559	
駐在員業績	70	
間接費用	172	
引合費用	90	
その他	1,959	
計	1,721	
	11	
	8,959	

2022年6月17日

株式会社三井 E&S マシナリー\*

代表取締役社長 田中 一郎 殿

監査役 松岡 亨



監査役 塩見 裕一



監査役 田口 昭一



#### 監査報告書の提出について

会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

## MES-M 監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関する、本監査報告書を報告いたします。なお、当社監査役は常勤監査役 松岡 亨と非常勤監査役 塩見 裕一、田口 昭一の3名で構成され、3者で審議の上、意見が一致して本監査報告書を作成しました。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、玉野・大分事業所および主要な子会社において業務の状況を調査いたしました。
- ② 会計帳簿及びこれに関する資料については、監査法人が実施した監査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及びその損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年6月17日

株式会社 三井 E&S マシナリー

常勤監査役

監査役

監査役

松岡 亨



塩見 裕一



田口 昭一

